

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 29 年度)

第 2 清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2,148.44	2,463.52	2,221.32	2,253.50	2,321.20	2,162.08	2,181.00	2,232.80	2,287.32	2,011.16	1,738.86	2,167.56
残滓搬出量	240	336	310	232	293	293	261	221	300	229	290	335

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	10	31	8	3	30	28	—	2	29	—	25	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	917	916	917	916	911	915	—	910	914	—	922	923
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	170	171	170	172	171	171	—	170	170	—	170	171
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	0	0	0	1	0	0	—	1	0	—	0	0
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	15	—	17	21	—	—	28	20	—	23	—	—
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	914	—	921	923	—	—	918	918	—	916	—	—
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	172	—	171	172	—	—	171	171	—	170	—	—
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	0	—	0	0	—	—	0	0	—	0	—	—
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	—	—

○注:BF とはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の 24 時間の内運転時間が 5 時間以上で時間平均再燃室温度が 800°C以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉			2号炉			測定実施回数
試料採取位置			煙突出口			煙突出口			ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 4回/年
試料採取月日			5月12日	12月22日	2月16日	6月22日	10月12日	1月16日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月28日	2月9日	3月16日	8月2日	11月27日	2月28日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	2月23日	3月28日	—	11月27日	3月5日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.003 未満	0.003	0.002 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満	0.07 未満	0.07 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	12 未満	12 未満	10 未満	12 未満	11 未満	11 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	32	37	31	31	31	27	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	1.89	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.032	0.028	—	0.0075	0.030	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。